兵庫労働局長登録講習機関　（兵庫石建調第２号）
（一社）兵庫労働基準連合会　登録期間令和８年８月 18 日

令和６年度　一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

開催日時

令和６年度

回	第１回	臨時①回	第２回	第３回	第４回
年	令和６年	令和６年	令和６年	令和６年	令和７年
日時	４月 18 日(木) ４月 19 日(金)	６月４日(火) ６月５日(水)	７月 25 日(木) ７月 26 日(金)	10 月３日(木) 10 月４日(金)	１月 14 日(火) １月 15 日(水)
開催地	神戸会場	神戸会場　12F	神戸会場	神戸会場	神戸会場
受付	１月 22 日 10 時	**随　時**	４月 22 日 10 時		

神戸会場

１　開始時刻　９時 00 分　＜受付開始時間：８時 15 分～＞
２　場所　　マークラー神戸ビル４階講習会場、又は 12 階会議室
　　神戸市中央区雲井通４－２－２
　　（ＪＲ三宮駅東南約４００m、徒歩約５分、旧中央区役所東隣）
３　注意事項
　講習会場には使用できる駐車場はありません
　（単車等も停められません）。

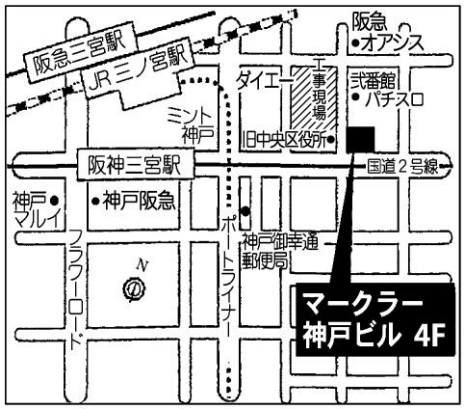

１　受講資格　　建築物石綿含有建材調査者登録規程(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号)第７条第２項第３号のイからヲまでのいずれかの要件を満たすもの
　受講資格の区分に応じ、修了証の写し、受講資格証明書等の提出が必要となりますので、必要書類をそろえ、web 申込み時にアップロード願います。＜ 様式は連合会ホームページ参照ください ＞
２　定　　員　　４階講習会場：１００名（12 階の場合：４０名）
３　申込方法　　web 予約システムにて申込みください。申込みはこちらから　https://hyogo-roki.or.jp/h_web/　（リンク）
　各回の申込開始は、上記の予定表で確認してください。
　（定員になり次第締め切ります。）
　※　受講資格の確認に時間を要する場合がありますので余裕をもって申込みください。顔写真と受講資格証明書類の提出をいただき、確認が終わりましたら予約完了と受講料振込依頼のメールを送らせていただきます。
４　受講料等
　(1)　受　講　料　　￥４４，０００（消費税含む）
　　テキスト代　　￥５，２８０（消費税含む）
　　合　計　　￥４９，２８０
　＜テキストは講習当日配布します＞　これまでテキストは事前に受講者様に送付しておりましたが、今後は希望者のみに事前に郵送します。希望される方は当連合会　☎０７８－２３１－６９０３までご連絡願います。

　(2)　銀行振込となります。(web 予約完了時に振込先をメールでご案内いたします)
　※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2 週間前まで)及び受講者変更(原則 10 日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。
５　受講上の留意事項
　ア 受講者は、受講票、筆記具(HB の鉛筆又はシャープペンシル、ボールペン、消しゴム)、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、社員証など）を必ず持参してください。
　イ　電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了試験を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。
　ウ 提出いただいた個人情報は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。
６　講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）**＜受付開始時間：８時１５分～＞**
　別紙のとおり

別紙

講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）**＜受付開始時間：８時１５分～＞**

	時　刻	科　目	備　考
1日目	９：００～　９：１０	講習内容説明	
	９：１０～１０：１０	基礎知識１	１時間
	１０：１０～１０：２０	休憩	（１０分）
	１０：２０～１１：２０	基礎知識２	１時間
	１１：２０～１１：３０	休憩	（１０分）
	１１：３０～１２：３０	石綿含有建材の建築図面調査	１時間
	１２：３０～１３：２０	昼食	（５０分）
	１３：２０～１６：４０	石綿含有建材の建築図面調査（続き）	３時間 （途中休憩10分を２回）
2日目	９：００～　９：０５	説明	
	９：０５～１２：２５	現場調査の実際と留意点	３時間 （途中休憩10分を２回）
	１２：２５～１３：１５	昼食	（５０分）
	１３：１５～１４：１５	現場調査の実際と留意点（続き）	１時間
	１４：１５～１４：２５	休憩	（１０分）
	１４：２５～１５：２５	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	１時間
	１５：２５～１５：４０	休憩	（１５分）
	１５：４０～１７：２０	修了試験	１００分

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました。

労働安全衛生規則の改正により、令和４年４月１日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい。

戸籍上の名前が神戸　太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫　太郎の場合の記載例：

神戸　太郎(兵庫　太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※　証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web 受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただくこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

０７８－２３１－６９０３